

## 第 64 回青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会の開催結果について（概要）

（議題と報告・協議内容等）

### 【報告事項】

#### 1 原因者及び排出事業者等に対する責任追及の状況について

##### (1) 原因者に対する責任追及の状況

- ・県では、代執行に要した費用について、事業費が確定した翌年度以降に、原因者に対し納付命令を行っている。
- ・平成 26 年度は、平成 25 年度分の代執行費用として、三栄化学工業に対し、約 8 億 5,000 万円の納付命令を行っており、平成 26 年度末までで、合計 213 億 4,700 万円の納付命令を行っている。
- ・平成 26 年度の納付額は、「1」の表中、H21 年度の「納付額」欄に記載のとおり）255 万円を回収しており、これまでの回収額は、約 1 億 431 万円となった。

##### (2) 排出事業者等に対する責任追及の状況

- ・排出事業者等に対する調査追及は、青森県と分担して実施しているもので、三栄化学工業、懸南衛生と取引のあった事業者に対して廃棄物処理法に基づいた調査を行い、法律違反が疑われる事業者や排出量の多い事業者への調査を優先的に実施した。
- ・自主的な措置は、排出事業者に対する調査等を行っている過程で、調査を受けた事業者が排出事業者としての責任、あるいは企業としての社会的責任を自覚し、違法性の有無にかかわらず、処分委託した産業廃棄物を自主的に撤去するとの申し出があったもの。
- ・また、県の要請は、現存する資料等を根拠とした責任追及が困難である事業者に関しては、従前は対応を終了していたが、環境省が平成 24 年 11 月に定めた基本方針に基づいて、現場の原状回復費用の拠出の協力を県から要請したものである。
- ・1 ページの 2 の表に記載のとおり、本県分として、これまで措置命令 25 社、納付命令 1 社、自主的な措置 49 社、合わせて 75 社に対し、撤去量に換算すると約 1 万 5,540 t 相当、金銭に換算すると約 5 億 9,039 万円相当の責任追及を行ったところである。
- ・今後については、原因者の差押財産の換価、違法性の疑いの可能性のある排出事業者、それらと取引のある収集運搬業者に対象を絞って、鋭意調査を進めるとともに、合わせて排出事業者等に原状回復費用の拠出の協力を要請することとしており、今後も徹底した責任追及を継続して行い、1 円でも多く回収したいと考えている。

#### 2 第 2 回県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング結果について

- ・平成 27 年 5 月 18 日、第 2 回検討ワーキングを実施した。第 2 回ワーキングでは、最初に現地視察を行い、現場の状況を踏まえた上で、場所を替えて意見交換を行った。
- ・主な視点としては、
  - ① 現地をこの後、どのような形で残していくか。② 市民の立場で、どう生かしていくか。の 2 点である。
- ・現地視察の際は、私（橋本リーダー）が、地形や元々の現地の植生などを説明した。また、メンバーには、実際に土を見もらった。
- ・後世に伝える事業については、膨大な資料が存在していることを認めた上で、単に事実を積み重ねた資料ではなく、市民の目線で分かりやすいものにするよう意見があった。また、再発防止のための教訓を盛り込んで作成するようという意見があった。
- ・跡地利用については、ワーキングの中で出されている意見について、市民の方々にもこのような作業を行っていることをよく知ってもらって、情報を共有する必要があることを確認した。このために、フォーラムのようなイベントを開催し、市民の意見を伺う必要があるという意見があった。
- ・また、現地の開放的な空間を生かした環境の再生という観点から、多くの人々が集まるために、季節に応じた花畑にするという意見があった。
- ・地元の産業との関係を重視し、例えば漆を植栽する、ワラビを繁殖させる、また、風力発電を行い、ハウスを建てて、イチゴやシイタケの栽培を行うとの意見があった。
- ・事業を行う場合は、市民が主体となり、行政がこれをサポートするという形が良いという意見があった。
- ・今後の予定としては、10 月下旬に第 3 回ワーキングを行い、平成 28 年度もワーキングを継続し、取組みを具体化する方針を確認した。

## 【協議事項】

### 1 事業の進捗状況について

- ・進捗状況の説明をする前に、追加対策について説明する。
- ・1,4 ジオキサン対策として、濃度低下が遅いA地区、D地区、J地区において、大型の集水井と横方向の集水管、横ボーリングを実施する。
- ・N地区のVOC対策として、高濃度区画であるb-8、b-9区画において、土留め支保工を用いた掘削除去と場内でのフェントン工（薬剤処理）を行う。
- ・また、西側の高濃度区画（d-1区画等）において、揚水井の増設による洗出しの追加対策を実施中。
- ・事業の進捗状況は次のとおり。
- ・1,4 ジオキサン対策、N地区のVOC対策に関し、揚水井戸稼働と水処理施設稼働については、4月中に着手しており、年度内は稼働を継続する予定。
- ・1,4 ジオキサンの追加対策のうち、A地区とJ地区は、4月から準備工や資材発注を行い、8月中の工事完了を予定。
- ・D地区は、県境矢板近くであるため、安全を考慮した詳細設計を行っており、11月中の工事完了を予定。
- ・N地区のVOC追加対策として、中央部（b-8、b-9区画）の残留汚染掘削除去を4月から5月にかけて行い、フェントン処理まで完了している。8月中に埋め戻しを完了する予定。
- ・西側部（d-1区画）は、4月から5月にかけてボーリング調査と揚水井戸の設置を行い、現在、洗出し処理を行っている。
- ・跡地整形については、現在、詳細設計を行っており、下半期に集水杭と地中横断管を設置する予定。

### 2 1,4 ジオキサン対策について

#### (1) 概況（平成25年度～）

- ・場内地下水の一部から1,4 ジオキサンが検出されたため、浄化を実施している。  
図1の赤色で囲んだ地区（A、B、D、J地区）は、高濃度が継続しているため、大型集水井の設置等の追加対策を行うこととし、前回の協議会で説明を行った。
- ・A地区、J地区において、5月まで準備工を進めていたが、発注した資材が届いたので、今週から本格的に掘削工事を開始しており、8月中には完成する予定。
- ・地下水の調査結果について説明する。
- ・資料12 ページには、上段に揚水井戸の系統、下段にモニタリング井戸の系統の分析結果を掲載している。
- ・5月は、40井戸中15井戸で基準を超過した。昨年の5月は19井戸だったので、全体としては減少傾向。
- ・濃度が最大なのは、B地区の「ヨ-1」で、5.4mg/Lと基準の108倍であり、昨年度とほとんど変わらない値であった。調査、対策は後述する。
- ・資料9～11 ページには、各地区における1,4 ジオキサン濃度の推移を掲載している。
- ・A地区、B地区、D地区及びJ地区は、高濃度が継続しているため、追加対策を講じる予定。
- ・E、K地区、F地区、G地区、H地区及びO地区は、低下傾向か横ばいの状態のため、現対策を継続する予定。
- ・洗出処理に関しては、平成25年度から平成27年5月までの洗出処理による1,4 ジオキサンの除去量は月平均545g、揚水量は月平均5,538m<sup>3</sup>であり、順調に除去が進んでいると考えている。
- ・水処理施設の運転状況は、おおむね安定して稼働しているが、4月15日には、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、12mg/Lとなった。
- ・ただし、放流位置にあたる南調整池においては基準値内で推移しており、場外への基準超過水の排出はない。
- ・原因は不明だが、雪解け水の影響による一過性のものと判断している。
- ・今後の対応については、以下のとおり対策を講じる。
- ・A地区及びJ地区への大型集水井を8月までに設置する予定。また、J地区には貯水池を設置する計画。
- ・D地区の大型集水井は、9月から11月に工事を行う予定。
- ・B地区については、A-B地区の境目に汚染源があったため、汚染源と推定される砂層の掘削除去を行い、さらにA地区に4箇所貯水池を設置した。その後、ヨ-1、ヨ-2、ヨ-3の井戸で地下水を揚水し、水処理施設で浄化を行っている。

- ・しかし、本年5月になっても、ヨ-1の地下水において、5.4mg/Lと高濃度の汚染が確認されていることから、汚染源が近くに残っている可能性もあると考えている。
- ・このため、ヨ-1の周辺を中心に詳細調査を実施することを考えている。

### 3 N地区汚染土壌対策について

- ・N地区における前回の協議会以降の動きについて説明する。
- ・1点目は、中央部で汚染が残留していたb-8、b-9区画において、汚染土壌の掘削除去を行い、場内でフェントン処理を行った。今後、埋め戻しや矢板の撤去を8月までに行う予定。
- ・資料には記載していないが、b-8、b-9区画の底部について、汚染土壌の掘り残しが無いことを確認している。また、フェントン処理した土壌についても同様である。
- ・2点目は、西側で高濃度汚染が確認されていたd-1区画において、井戸を設置し、5月から揚水による洗出しを開始したこと。
- ・地下水の調査については20から21ページのとおり。
- ・図2は、平成21年から、基準値を超過した状況を示したもので、平成27年5月の調査では、40区画中、11区画が基準値を超過した。
- ・全体的には、平成23~24年頃は中央部に残留していた汚染が、キャッピングシートを撤去した平成25年度以降、西側に移動している状態である。
- ・図中、太字で囲んでいるのが、d-1区画、d-5区画である。
- ・d-1区画は、キャッピングシートを撤去した平成25年度以降、高濃度で推移している区画。
- ・特に、今年の2月に、ベンゼンが基準の270倍となったのをはじめ、高濃度のピークとなり、3月以降、低下傾向にある。
- ・d-5区画は、浄化開始前から昨年11月まで、常に基準を超過してきた区画だが、12月以降は基準適合が続くようになってきている。このため、洗出しをしながら様子を見ていきたいと考えている。
- ・22ページは、地下水で高濃度が確認されているd-1区画において、4月にボーリング調査を行い、土壌の溶出試験を行った結果である。
- ・調査の結果、標高431~433mの地点で環境基準を超えるベンゼンの汚染を確認した。
- ・以上の結果を踏まえて、今後は全体的な洗出し処理を継続しながら、重点対策を実施する。
- ・23ページの図4に赤字で記載しているとおり、d-1区画の標高431mから433mの層が、基準を超える汚染が確認された場所である。
- ・重点対策の内容は、図4の青字で記載しているように、貯水地を設けて給水し、洗出しを強化するもので、7月前半には完了する予定。
- ・24ページから28ページは、基準超過が認められる5物質の測定結果について、参考資料として添付したものを。

### 4 環境（定期）モニタリング結果<総括>について

- ・モニタリング地点は、表流水が資料42ページ、地下水が43ページに記載のとおり。
- ・本年4月、5月の1,4ジオキサンの検出状況のうち、最高値はイー15の0.22mg/Lであり、環境基準値の4.4倍である。イー15は、これまでは基準値の5倍を超えていたが、今回は5倍を下回った。
- ・周辺の表流水では、北調整池の0.1 mg/Lが環境基準値を超えているが、外部に放流されていないので、北調整池の中に留まっている。
- ・資料の30ページに、各地点の1,4ジオキサンの濃度変化をグラフで示している。
- ・グラフに着色してあるイー8、イー19、イー18は、これまで1度も1,4ジオキサンが環境基準値を超えていない地点である。
- ・資料の31ページに、重金属類の検出状況を記載している。
- ・場内中央部においては、本年5月の測定時に、イー6で砒素が環境基準値を超過した。
- ・東側周辺部においては、本年5月の測定時に、イー9、イー18で総水銀が環境基準値を超過した。
- ・東側県境部においては、環境基準値を超える項目はなかった。
- ・周辺表流水については、本年5月の測定時に、環境基準値を超えた項目はなかった。
- ・資料の32ページに、VOCの検出状況を記載している。
- ・場内中央部及び東側周辺部においては、本年5月の測定時に、環境基準値を超える項目はなかった。
- ・西側県境部においては、本年5月の測定時に、イー20で5項目、イー21で6項目が環境基準値を超過した。
- ・周辺表流水については、本年5月の測定時に、環境基準値を超えた項目はなかった。

- ・資料の33ページに、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の検出状況を記載している。
- ・場内中央部においては、本年5月の測定時に、環境基準値を超える項目はなかった。
- ・東側周辺部においては、本年5月の測定時に、イー17、イー10、イー19で環境基準値の超過が継続している。
- ・西側県境部においては、本年5月の測定時に、イー24で環境基準値を超過した。
- ・周辺表流水については、本年5月の測定時に、直近の沢No.1と南調整地浸出池で、環境基準値を超過した。

## 5 その他

- ・事務局から、次回及び次々回の協議会開催日の変更を提案し、委員の了解を得た。
- ・第65回：9月26日（土）→11月7日（土）に変更。（現場視察も併せて行う。）
- ・第66回：3月12日（土）→3月19日（土）に変更。